

令和9年度入学予定者対象（小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生）

就学援助制度のお知らせ

新入学児童生徒学用品費入学前受給の申請について



1 申請について

(1) 申請期間 **令和8年10月1日（木）～ 令和8年11月30日（月）（消印有効）**

(2) 申請方法 QRコードまたは市ホームページから電子申請してください。

※電子申請ができない場合は、下記の窓口または郵送での申請も可能です。（土・日・祝除く 8:45～16:30）

久喜市教育委員会教育総務課（鷺宮行政センター3階）	菖蒲行政センター2階 総務・人権係 窓口
久喜市役所1階 庶務課 環境経済・教育分室	栗橋行政センター1階 総務・人権係 窓口

※郵送の場合は、久喜市教育委員会教育総務課（〒340-0295 久喜市鷺宮6-1-1）へ。

※久喜市内小・中・義務教育学校では受付できません。

※審査書類が不足し、個別に通知する期限内に書類の提出がないときは、申請を取消すことがあります。

(3) 新入学児童生徒学用品費の支給額及び支給時期について

・支給額：小学校入学予定者 64,300円/人 中学校入学予定者 81,000円/人

・支給時期：令和9年2月（保護者の口座に直接振り込みます。）

(4) その他

令和9年度の就学援助は、改めて申請してください。（令和9年3月1日受付開始）。

2 援助の対象となる方（所得等の審査あり）

(1) 久喜市立小・中・義務教育学校へ入学する児童生徒がいる方

※義務教育学校の新7年生は中学校の新1年生と同等の扱いとします。

(2) 令和7年度又は令和8年度にいずれかの措置を受けた方

事由	必要書類
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	・事由を証明する書類の写し
事業税または市民税の減免	
固定資産税の減免	
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	
国民年金保険料の免除	
児童扶養手当の支給	
社会福祉協議会による生活福祉基金の貸付	・非課税証明書の写し（※1）
市民税の非課税（同一生計の方全員が市民税非課税）	
同一生計の方の所得合計金額（公的年金含む）が、生活保護基準額の1.3倍以下（※2）	・令和7年中の所得を証明する書類の写し（※1） ・賃貸アパート等の契約書の写し（該当者のみ） （契約者が世帯構成員以外は不可）

※1 令和8年1月2日以降に久喜市に住民登録をされた方は、該当事由を証明する書類の写し（源泉徴収票、令和8年度非課税証明書